

委員会提出議案第3号

三田市議会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について

三田市議会事務局処務規則の一部を改正する規則を次のとおり定める。

平成25年3月25日提出

議会運営委員会委員長 美 藤 和 広

## 三田市議会規則第 号

### 三田市議会事務局処務規則の一部を改正する規則

三田市議会事務局処務規則（昭和46年三田市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「局に課長」を「局に次長、課長」に、「副主査」を「主査」に改め、第6条第4項中「副主査」を「主査」に改める。

#### 付 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。